

平成 30 年 4 月 1 日

～ 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」  
第 23 条第 5 項に基づく情報公開 ～

<マージン率の公開>

【対象期間】：平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日

【対象事業所】：株式会社クレイブ

住所：〒130-0013 東京都墨田区錦糸一丁目 1 番 5 号 Aビル 5F

【労働者派遣の実績】：派遣労働者の数 （平成 29 年 4 月 1 日現在） 246 人 /  
派遣先事業所数 （平成 29 年度 実数） 27 件

（平成 29 年度実績）

<<ドライバー職>>

労働者派遣に関する料金額のドライバー平均額 （日額（1 日 8 時間）） 16,800

派遣労働者の賃金額の平均額 （日額（1 日 8 時間）） 12,000

マージン率 （小数点第 2 位以下を四捨五入） 28.57%

- ・ 上記金額は対象事業所全体ドライバー職の平均額です。

<平均的な派遣料金の内訳>

派遣料金	16,800
派遣労働者の賃金	12,000
有給休暇	360
社会保険	2,056
教育訓練+募集費等	612
販売管理費+利益	1,772

※16800 円の場合で、はけん健保・厚生年金保険（40 歳未満）・雇用保険に加入している場合の平均的な内訳

派遣料金の中には各種社会保険料や有給休暇に係るコストに加えて、

当社の販売費+管理費+利益（\*1）が含まれています。

- \*1…販売費+管理費+利益とは、従業員給与、事務所経費、交通費、通信費、契約書・パンフレット等文書作成、郵送費、システム費、利益等の総計を示します。

#### 《助手作業職》

労働者派遣に関する料金額の助手作業職平均額（日額（1日8時間））13,500

派遣労働者の賃金額の平均額（日額（1日8時間））9,000

マージン率（小数点第2位以下を四捨五入）28%

- ・上記金額は対象事業所全体助手作業職の平均額です。

#### ＜平均的な派遣料金の内訳＞

派遣料金	12,500
派遣労働者の賃金	9,000
有給休暇	270
社会保険	1,537
教育訓練+募集費等	612
販売管理費+利益	1,081

※13,500円の場合で、はけん健保・厚生年金保険（40歳未満）・雇用保険に加入している場合の平均的な内訳

派遣料金の中には各種社会保険料や有給休暇に係るコストに加えて、当社の販売費+管理費+利益（\*1）が含まれています。

#### ＜キャリアアップに資する教育訓練＞

キャリアに関する相談窓口を開設しています。

ご相談（無料）をご希望の方は、各担当者（もしくは本社）までご連絡ください。

#### ＜福利厚生に関する事項＞

【各種保険】 クレイブは労働者災害補償保険・健康保険・厚生年金保険・雇用保険の適用事業所です。

【年次有給休暇】 有給休暇の取得を奨励しております。その際の業務サポートも実施しております。

【産前産後休暇、育児・介護休業】 育児と仕事、介護と仕事の両立をサポートする制度

平成29年度活用量数 1名

【定期健康診断】 みなさまの健康管理のために定期健康診断制度を設けています。

【キャリアカウンセリング】 キャリアに関する相談窓口を開設しています。

【メンタルヘルスライン】 任意検査推奨・適切なサポート体制を講じております

【資格取得支援制度】 スキルアップや資格取得の一部或いは全部費用負担

許可番号

派 1-3-120011

許可年月日

平成 12年 9月 1日

## 労働者派遣事業許可証

氏名又は名称 株式会社クレイブ

住所 東京都墨田区錦糸 1 - 1 - 5

事業所の名称 株式会社クレイブ

事業所の所在地 東京都墨田区錦糸 1 - 1 - 5 Aビル5階

有効期間 平成 30年 9月 1日から

平成 35年 8月 31日まで

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を受けて労働者派遣事業を行う者であることを証明する。

平成 30年 9月 1日

厚生労働大臣

加藤勝信

